

京都府公報

号外 第 8 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

監 査 委 員

	ページ
○平成29年度、平成26年度から平成22年度まで及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じられた措置の公表	1

監 査 委 員

元年監査公表第 2 号

平成29年度、平成26年度から平成22年度まで及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 7 月 12 日

京都府監査委員	井 上 重 典
同	岡 本 和 徳
同	森 敏 行
同	小 林 裕 明

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

地方三公社の現状と課題について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 京都府道路公社 (1) 許可計画との比較分析と是正措置 平成 28 年度における道路料金収入は許可計画約 46 億円に対して、実績は約 36 億円であり達成率は 78.6%、道路交通量は許可計画 1,802 万台に対して実績は 1,444 万台であり達成率は 80.1%であった。つまり、道路料金収入および道路交通量は許可計画の概ね 8 割程度で実績が推移しており、許可計画に対して下振れしている状況となっている。ただし、低金利や維持管理費の縮減努力により、平成 28 年度の収支差額は、許可計画と同額の 13	(京都府道路公社) 毎年度、計画値と実績値を比較検証し、是正に向けた内容を当該年度の事業計画の変更及び次年度事業計画へ反映させていくこととした。 なお、平成 30 年度については、第 1 回理事会（平成 30 年 7 月 27 日）、第 2 回理事会（平成 31 年 3 月 15 日）において反映した事業計画を報告した。	措置済み

<p>億円を確保している。 そのような状況のなか、今後の景気の動向等を考えると本当に料金徴収期限までの出資金・借入金の償還、道路事業損失補てん引当金の引当が可能かどうか、見直しの必要性がないかどうかを適時に確認するため、毎年度許可計画と実績数値とを比較検証して随時是正措置を行うべきである。 (報告書 67～68 ページ)</p>		
<p>(2) 数値目標を設定した中期経営計画の必要性 道路公社の中期経営計画においては、目標数値は記載されているものの、個別具体的な施策ごとの収支改善の目標数値が定められておらず、仮に策定された具体的施策がすべて実現したとしても、どの程度の数値的改善効果があるのかが不明瞭である。 現状の道路料金収入および道路交通量は許可計画を下回っており、中期経営計画上の予測収支も許可計画よりも低く設定されている。そのため、許可計画と中期計画の予測数値との差異を埋めるために必要な改善額を把握したうえで具体的施策を検討し、具体的施策ごとの数値目標を設定したうえで、中期経営計画上の目標数値を設定しなければならない。 足元の交通量は増加傾向にあり(平成 29 年 9 月末時点で、昨年対比約 107%で推移)、長寿命化修繕計画により維持管理費の圧縮に努めるとされているため、将来的な収支改善の可能性はある。そのため、本来は、足元の道路交通量の増加傾向や、将来の道路交通量を増加させるための施策、広告等の附随収入の獲得に伴う収益改善策、安全性を維持したうえでの経費削減策を具体的な数値に落とし込んだ形で中期経営計画を策定しなければならない。 (報告書 68 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 現在の中期経営計画に記載される施策における収支に関する内容については、必要な改善額を把握のうえで具体的施策ごとの目標数値を設定した。 なお、平成 30 年度については、第 1 回理事会(平成 30 年 7 月 27 日)においてその内容を報告した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 中期経営計画の作成時期 中期経営計画の作成時期および対象期間が明確に定められていない。実際、京都縦貫自動車道の延伸に伴い交通量の予測が困難であったという要因はあるものの、第一期中期計画が完了した平成 27 年度には第二期中期計画は策定されず、翌年の平成 28 年度に第二期中期経営計画が策定されている。 中期経営計画は通常、中期経営計画の最終年度に翌年以降の中期経営計画を新たに策定するものである。中期経営計画が無い状態では適切な目標管理ができない。そのため、中期経営計画の作成時期および対象期間が定められておらず、中期経営計画の無い年もある状態は問題であり、中期経営計画の作成時期および対象期間を明確にする必要がある。 (報告書 69 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 作成時期及び対象期間を明確にするため、平成 30 年度中に「京都府道路公社中期経営計画策定要領」を策定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 固定資産現物確認のルール 備品等の固定資産に関しては、定期的に現物を確認し、実在性を確認する必要がある。しかしながら、固定資産の現物確認を行う際のルールを確認したところ、現物確認のルールは特に定められていないとのことであった。 備品等の固定資産については実在性を定期的に確認するため、現物確認を行う際のルール(方法、頻度等)を明確にし、現物確認した結果を記録として残すべきである。 (報告書 69 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 現物確認を行うルール(毎年度 1 回以上実地照合し、その結果を記録)を定めるとともに、第 2 回理事会(平成 31 年 3 月 15 日)において「公社会計規則」を改定した。 なお、平成 30 年度の現物確認についてもそのルールに則し実施し、結果は文書として残した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>2 京都府住宅供給公社</p> <p>(1) 長期間におよぶ赤字の計上 住宅供給公社では、平成 26 年度を除き、直近 10 事業年度、継続して赤字が計上されている。平成 26 年度についても補助金と消費税の還付金という特殊事情があり、それがなければ他の年度同様赤字である。堀川団地再生事業のため家賃収入が減少しているという事情もあるが、個別にも赤字の事業が多く、独立した事業体としては問題である。また京都府としても持続可能な財政構造を確立するため、外郭団体に対して自主的・自立的経営の確立を求めており、さらなる収入確保や経費節減等を通じて黒字化していく必要がある。 (報告書 133～134 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社) 平成 30 年度においては、効率的かつ効果的な事業の執行により収支の改善に努めてきたところであり、継続実施している堀川団地再生事業のみが家賃収入の減少等により赤字となったところである。 継続して赤字を計上している堀川団地再生事業においては、令和元年度からは堀川アート&クラフトセンターの借地料の確保や入居率の更なる向上、令和 2 年度からは改修棟への入居による家賃収入の増加等により収支の改善を図る。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(2) 中期経営計画の未策定 「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン」が平成 27 年 6 月に京都府より策定されている。そこでは住宅供給公社を含む外郭団体に中期経営計画の策定、実行および進捗管理が求められている。しかし住宅供給公社ではいまだに中期経営計画が策定途中となっている。中期経営計画の策定は住宅供給公社の黒字化に向けた経営改善に資するものであるから、早期に策定されるべきである。 (報告書 134 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社) 平成 30 年度に府において、指定管理者制度への移行に必要な条例改正等が行われたことや、下立売団地改修工事着手の遅れにより、今後の動向分析・収支計画の練り直しが必要になったことから、令和元年度に策定する予定である。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(3) 計画と実績の差異分析の未実施 住宅供給公社では毎事業年度、事業計画および資金計画が作成されているが計画と実績の差異について十分に分析する必要がある。計画を策定するという事は、計画との差異を分析し、次の計画、実行へと反映させることが必要不可欠である。今後、中期経営計画の策定においても同様である。 (報告書 134 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社) 計画と実績の差異分析については、毎年度行うこととした。平成 30 年度実績分については、令和元年 6 月開催の決算理事会において報告し、令和元年度中に策定する中期経営計画においても、その分析結果を反映していく予定である。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(4) 府営住宅の管理委託を「指定管理者制度」へ一本化 公営住宅の管理委託は、「管理代行制度」によって行われているが、管理代行制度は、管理受託者の選定において民間も含む各種団体への公募制度をとらないため、民間のノウハウ、活力、経営力の活用が阻害され、コスト削減に加え、高齢化社会への対応や子育て世代への支援に資するサービスの向上など創造性の発揮の面でデメリットがある。 この間、民間等では住宅管理のノウハウも蓄積されており、「指定管理者制度」の導入は、競争原理の中での住宅供給公社の在り方や存在意義を再考するという点においても有効と考える。 「管理代行制度」から「指定管理者制度」への移行を推進すべきである。 また、京都府においても、「指定管理者制度」への移行にあたっては、業務の範囲や指定管理料の予算において、民間企業が企業努力による収益構造を確立できるような配慮が併せて望まれる。 (報告書 134～135 ページ)</p>	<p>(住宅課) 平成 30 年度に指定管理者制度への移行に必要な条例改正その他の準備作業を行い、平成 31 年 4 月から指定管理者による一括管理へと順次移行することとした。平成 31 年 4 月からは乙訓・南丹地域における府営住宅の指定管理を開始した。 民間企業の企業努力が反映できるよう、指定管理料は原則精算を行わず、また府営住宅の設置目的をより効率的・効果的に果たすことはもとより、サービス向上の業務等を提案できる制度とした。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(5) 府営住宅の空室率の減少のための取り組みの推進 府営住宅の空室率は年々増加傾向にある。以下の施策を検討すべきである。 ①随時募集への変更 ②先着順の募集物件の設定 ③補欠当選者の第 2 順位までの拡充 ④募集スケジュールの再検討</p>	<p>(住宅課) 平成 31 年 2 月の住宅審議会管理部会で募集方法等の改善について提案・検討し、実施に当たり課題や支障のない同一タイプ毎の募集単位の導入及び応募期間中の応募状況の公表等を令和元年度から段階的に実施することとした。</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>⑤応募方法のインターネットの活用 ⑥ 1 回の募集に複数室応募の検討 ⑦目的外使用の可能性の検討 (報告書 135 ページ)</p>		
<p>(6) 公営住宅管理の府市連携のさらなる推進 「利用者の利便性からの視点」から、公営住宅の、申込方法、募集窓口などの統一化、一元化についてスピードを上げて推進すべきである。 また、「業務の効率化の視点」から京都府住宅供給公社、京都市住宅供給公社、各市の役割分担、相互連携をさらに進め効率性向上の可能性を追求すべきである。 (報告書 135 ページ)</p>	<p>(住宅課) 令和 2 年度に向け、募集方法の府市連携について、府市による協議を推進することを確認した。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(7) 府営住宅の家賃等の振込への一元化 現在現金での収受となっている家賃および敷金を、紛失や不正リスクの軽減のため、原則として振込に一元化すべきである。これにより業務の効率性も向上すると考える。 (報告書 135 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社、住宅課) 入居時において原則として家賃・敷金を振込及びコンビニ収納とするよう要請している他、納金に來られた既入居者に対しても振込等とするよう要請している。 現在、約 90%の入居者が振込等を行っている状況であるが、今後、更に関係機関と調整し、振込の推進を図る。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(8) 府営住宅の家賃滞納事務の効率化・適正化 家賃滞納整理事務の効率化のため、延滞家賃の徴収業務を債権回収のノウハウを持つ民間債権回収会社へ委託、滞納家賃回収専属職員の編成、連帯保証人として保証会社の利用などについて検討すべきである。 (報告書 135～136 ページ)</p>	<p>(住宅課) 公営住宅における民間債権回収会社や保証会社、家賃回収専属職員の活用事例の情報収集を実施した。 今後、情報収集した活用事例等を参考にしながら、具体的取組の検討を行う。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(9) 住宅相談事業の収益の適正化 住宅相談事業については、赤字が継続しており、かつ平成 29 年度の予算においても赤字見込みとなっている。黒字化に向けた経費削減等を早急に実施すべきである。 (報告書 136 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社) 事業間の配分額の精査を行ったところであるが、令和元年度からは時間帯によって職員の配置体制を見直すなど、経費削減を図る。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>3 京都府土地開発公社</p>		
<p>(1) 公有地取得事業の赤字 土地開発公社の公有地取得事業は、直近 5 事業年度において事業総損益が継続して赤字である。 これは土地開発公社が当該用地を取得したコスト以下でしか、国および京都府が引取らないことによる。 土地開発公社は、取得原価が正しく算定されたものであるならば、国および京都府に対して相応の価額で再取得するよう引続き要請を行うべきである。 (報告書 175 ページ)</p>	<p>(京都府土地開発公社) 赤字の原因は、用地取得事業の総額に対し全国一律の算出基準により事務費が支払われることにあるため、地域要因や地権者数などの個別事情を考慮し、業務量に応じたものとするよう、平成 30 年 4 月に国に要請を行うとともに、公社の全国連絡協議会からも国に要請を行った。また、府に対しても要請を行った。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(2) 受託事業の赤字 受託事業は、NEXCO 西日本からの委託業務であるが、直近 5 事業年度において事業総損益が継続して赤字である。 国家的事業とはいえ実施者は民間企業であり、たとえ京都府の施策推進のためだとしても土地開発公社が損失を負担するのは問題がある。 当該業務について、NEXCO 西日本と協定内容の見直しを協議する必要がある。 (報告書 175 ページ)</p>	<p>(京都府土地開発公社) 平成 30 年 11 月及び 12 月に各 1 回、公社が NEXCO 西日本と協議を実施した。その結果、人件費について改善が図られることとなった。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(3) 簿価に算入された管理費用 「土地開発公社経理基準要綱」では、「公社の販売及び一般管理業務に関して経常的に発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする」としている。 しかし、土地開発公社は、管理部門と思われる人件費および諸経費を、公有用地の簿価に配賦している。 一般的な観点から一般管理業務と思われる</p>	<p>(京都府土地開発公社) 理事会(平成 30 年 5 月)において、一般管理業務経費は、一般管理費として処理するよう見直しを行った。</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>ものは、要綱に従い、一般管理費として処理するよう見直すべきである。 (報告書 175 ページ)</p>		
<p>(4) 中期経営計画の未策定 平成 27 年 6 月に京都府が発した「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン」は、中期経営計画の策定を求めているが、土地開発公社では、計画が策定されていない。 土地開発公社の主たる事業である公有用地の先行取得事業は、国や府の予算の状況により次年度以降の事業計画が変動する可能性があり、有効な中期計画の策定が難しいという状況はあるが、京都府と協議を行い、当該計画策定の要否を検討すべきである。 (報告書 175～176 ページ)</p>	<p>(京都府土地開発公社) 平成 30 年 11 月から翌年 1 月にかけて府・公社で協議を行い、当該計画策定の要否について検討を行った。その結果、令和元年から令和 3 年までの 3 か年を計画期間とした中期経営計画を策定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 公社総務部 (1) サイボウズサーバーの保管方法 サイボウズはグループウェア、スケジュール管理等情報管理業務において重要なシステムであるが、資料室のラック外に保管されており、重要なシステムの管理方法として問題がある。したがって、サーバー保管用ラックにて保管する等、適切な保管を行うべきである。 (報告書 196 ページ)</p>	<p>(公社総務部) サーバーラック（耐震タイプ）を設置し、災害に備えるとともに、施錠により厳重に管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>1 京都府道路公社 (1) 大規模修繕計画の検討 将来的に大規模修繕費用の発生が見込まれる場合には、金額も莫大になることから、将来計画に織り込む必要があると考えられる。民間の高速道路会社においては、大規模修繕費用に関して将来的に見込まれる経費の総額を把握し、それに基づいて、料金徴収期間を延長する手続きを行っているところもある。一方で、道路公社の場合、支出額が大きくなる大規模修繕については京都府との関係で検討する必要があり、民間の企業と同様に大規模修繕計画を策定することにはならない面がある。 道路公社では、平成 55 年までの管理期間内の維持修繕を適正に実施するために長寿命化計画を現在策定中である。また、平成 55 年以降のことについては、京都府管理の橋梁等では、今後、改定する京都府の長寿命化計画で架替等を含む大規模修繕を反映することとしており、その中で道路公社管理施設も対応することとなる。 大規模修繕計画については、これらの状況を勘案し、継続して検討を進められたい。 (報告書 69～70 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 第二期中期経営計画においても計画的維持補修の必要性を謳っており、これまで道路公社において検討してきた大規模修繕については、平成 30 年 10 月に策定した長寿命化計画に反映した。</p>
<p>(2) 許可計画の変更基準 収支予算の明細に関しては、道路整備特別措置法第 10 条第 5 項に基づき、毎年度近畿地方整備局に変更の届け出が行われているが、平成 27 年 6 月以降、許可計画に関する変更許可の申請は行われていない。 この点、道路交通量実績は当初の許可計画</p>	<p>(京都府道路公社) 京都縦貫自動車道の建設を進めていた H27. 6 月までの許可計画の変更は、供用区間の変更や料金の変更など道路整備特別措置法に基づいて行っており、H27. 7 月の全線開通以降は変更を行っていない。 交通量及び収支に関しては、当該許可計画とともに中期経営計画（5 箇年）においても方針や目標を定めて適宜フォロー</p>

<p>よりも下回っている状況であり、許可計画どおりの出資金・借入金の償還、道路事業損失補てん引当金の引当が可能かどうかにかんじた場合、許可計画の変更許可の申請が必要な状況とも思われる。しかしながら道路整備特別措置法以外に変更許可の申請が必要となる具体的な基準を明示したものは無い。</p> <p>そのため、変更許可の申請が必要かどうかを判断する基準は、道路公社が自ら明確に定めることが望まれる。なぜならば、基準が曖昧なまま、許可計画上の収支に対して実績収支の下振れが継続していった場合には、重要な経営判断が遅れてしまうからである。</p> <p>(報告書 70 ページ)</p>	<p>ーアップしており、両計画を総合的に判断しながら、実績が計画と大きく乖離するような場合は、許可権者である近畿地方整備局と協議の上、許可計画の変更を検討する。</p>
<p>(3) 通勤時間帯割引に関する利用実績の把握</p> <p>通勤時間帯割引制度は道路公社が独自に判断でき、道路公社の収支改善につなげるための重要かつ有効な手段である。しかしながら、別途費用がかかるとの理由から通勤時間帯割引の実績の把握・評価ができていない。京都府道路公社経営計画マネジメントチームも指摘しており、また第二期中期経営計画における具体的取組とされていることから、まずは通勤時間帯割引制度に関して、割引実績金額の把握・評価を行うことが望まれる。</p> <p>(報告書 70 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社)</p> <p>通勤時間帯割引の詳細な実態把握及び分析を行うためには、NEXCOの全国システムの大規模な変更が必要となり、そのためには莫大なコストが想定されることから現実的に困難である。</p> <p>まずは、現在把握しているデータから実収入率（通行料金の実収入額を普通車換算料金収入額で除したもの）を算出することで、割引制度の利用実態のトレンドを把握したところ、割引制度利用者率が上昇傾向にあることが判明した。収支改善には割引だけでなく交通量や維持管理も関連しており、総合的に判断しながら制度の検討を進める必要がある。</p>
<p>(4) NEXCO西日本への公社管理道路の移管</p> <p>京都縦貫自動車道は、早期に府域の南北軸を構築するため、京都府も道路公社を立ち上げ北部の建設を担い完成に至った経過や、関西圏全体の経済活性化や南海トラフ巨大地震におけるリダンダンシー確保等に大きく寄与する府域を超えた広域的な高速道路であることから、国に対しNEXCO西日本で一体管理を要望しているが、NEXCO西日本に移管することは、道路公社および京都府の財政的な観点からも望ましいものと思われる。他方でNEXCO西日本に移管した場合には、移管した道路に関して道路公社や京都府が関与することができなくなるというデメリットもあり、プラスの面ばかりではない。</p> <p>このため、これまでの経過および道路の位置付けや、少なくとも上述の5つの要因（大規模更新工事費用、大規模更新工事費用の費用負担、移管後の収益獲得の機会損失、京都縦貫自動車道が将来無料化した場合のプラスとマイナスの経済効果、移管する場合の譲渡価格）など多角的な検討が今後も進められることを期待したい。</p> <p>(報告書 71 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社)</p> <p>移管も含めた管理のあり方について、平成30年8月28日に大阪府道路公社に先進事例の聞き取り調査を行うなど、検討を進めている。</p>
<p>(5) 決裁権限に関する基準が複数の規程等にわかれており不明瞭</p> <p>予算令達・起工決定・契約の締結に関する決裁区分に関しては、まず①「京都府道路公社会計規程第7条第2号」において事務の一部について管理事務所長への委任を可能とし、②「5京道公第99号理事長通知」において、その具体的な委任の範囲を定めている。そのうえで③「京都府道路公社事務決裁規程第3条」において本社所管の場合の決裁区分を定めている。これらの規定をそれぞれ適用して事務処理を行っているものの、優先適用順序について明文化された規定は無い。</p> <p>このように、決裁権限に関する基準が複数の規程・通知文書にわかれており、また優先適用順序も定められていないため、それぞれの関係性がわかりにくい状況となっている。</p>	<p>(京都府道路公社)</p> <p>決裁区分に関するこれらの規程の適用順位等を整理し、平成31年3月26日付け理事長発「工事費関係予算の執行に係る決裁区分等について(通知)」により、明文化した。</p>

<p>そのため、例えば通知文書の内容を決裁規程に組み入れるなどの対応により、第三者が見ても決裁権者が明らかになるようにしていくことが望まれる。 (報告書 71 ページ)</p>	
<p>(6) 当初起工時の決裁権者による決裁の必要性 設計金額が当初請負契約額の 30% を超える場合には、管理事務所だけで判断するのではなく、本社との設計協議が必要とされている。サンプルとして確認した取引に関しては、本社との設計協議は行われていたものの、起工時の決裁権者である常務理事は決裁しておらず、事務局長により決裁がなされていた。本社との協議が行われる際の決裁権者については明文化された規定は無いが、このような状態では、設計金額の増加について常務理事による決裁が事後となってしまう。そのため、設計協議には起工時の決裁権者が決裁すべきであり、常務理事が設計協議で決裁すべきではないかと考える。 (報告書 72 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 設計協議にかかる決裁権者の規定については、平成 31 年 3 月 26 日付け理事長発「工事費関係予算の執行に係る決裁区分等について (通知)」により、起工時及び変更時の決裁権者が同一となるよう規定し、明文化した。</p>
<p>(7) 随意契約の妥当性 雪氷対策業務 (中区間) に関して、随意契約により契約が行われているが、雪氷対策業務 (北区間) および雪氷対策業務 (南区間) に関しては指名競争入札が行われている。中区間においても当初は指名競争入札が行われていたが、他の応札者がいなくなり随意契約としたとのことである。 今後は、発注時において他に施工能力のある入札参加希望者がいないかどうかの把握に努め、他の参加者が見込める場合は中区間においても、北区間および南区間と同様に競争入札を行うことが望まれる。 (報告書 72 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 入札の実施に当たっては、毎年度、業者状況等を確認し、他の参加者が見込める場合は、指名競争により対応することとし、平成 30 年度は指名競争入札を実施した。</p>
<p>(8) 1 者のみ入札の一般競争入札 料金収受業務および交通管理・管制等業務については、一般競争入札の方法がとられているものの、長期間にわたり受託者以外の業者が入札に参加した実績が無い。一般競争入札の方法自体に問題は認められないが、長期間にわたり 1 者のみが入札となっている状況は、適切な競争環境にあるとはいえない。 特に交通管理・管制等業務については、道路公社設立当初に企画提案により随意契約の形で民間企業が受託しており、それ以降一般競争入札となっているものの、一度も他の業者が入札に参加した実績が無い。 市場の競争原理を適切に働かせるためにも、入札参加者が複数出てくるための努力をさらに行う必要があると考える。 (報告書 72～73 ページ)</p>	<p>(京都府道路公社) 従来から行っている入札公告の道路公社ホームページ上での公開、関係業界紙等への情報提供に加え、公告期間を長期間確保するとともに、長期継続契約の採用などを行っているが、さらに他道路公社等における契約状況などを調査し、応札しやすい条件整備に努めた。平成 30 年度は「管制ネットワーク更新工事」において、参加意思確認公募手続により業者選定を行った。</p>
<p>2 京都府住宅供給公社</p> <p>(1) 府営住宅管理受託事業の収益の適正化 府営住宅管理受託事業については、赤字が継続しており、かつ平成 29 年度の予算においても赤字見込みとなっている。 住宅供給公社は、府営住宅の管理を受託するのであれば、委託者である京都府と赤字とならないようしっかりと事業内容等を検討し、黒字化に向けた対策を講じるべきであると考える。 (報告書 136 ページ)</p> <p>(2) 府営住宅の家賃滞納事務の明確化 家賃滞納事務において、その対応を明確にするため、各センターの担当者で情報共有する仕組みや、横断的な回収チームの編成、京都府と連携してより詳細な対応マニュアル整</p>	<p>(京都府住宅供給公社) 府営住宅の管理代行等の受託事業においては、受託額の範囲内で収支が保たれるよう実施事業の優先付けなどを行い、効率的かつ効果的な事業の執行に努め、赤字の解消を図った。</p> <p>(住宅課) 府営住宅の家賃滞納について、公平公正な府営住宅管理や財政健全化を図るため、平成 30 年度に「家賃等滞納整理事務に係る規程集」を作成し、令和元年度に検討会を開催することとした。</p>

<p>備などを検討されたい。一方で、生活困窮者に対する対応については福祉部局との更なる連携をお願いしたい。 (報告書 136 ページ)</p>	<p>また、生活困窮者に対しては、必要に応じて福祉部局の窓口を紹介するなど、連携した取り組みを進めている。</p>
<p>(3) 幅広い府民による住宅相談の利用を促進 住宅相談のニーズは、京都府の中心部だけでなく、北部や南部地域にもあるはずである。京都市以外の地域において、出張「専門相談」の機会を設けることを検討されたい。 また、年間相談回数の制限、一定の回数以上の有料化などについて、より幅広い府民の公平な利用の観点から検討されたい。 (報告書 136 ページ)</p>	<p>(京都府住宅供給公社、住宅課) 幅広い府民利用を図る観点から、公社HP及び府HPによる広報のほか、市町村・府広域振興局等におけるチラシ配架等によって事業を周知した。 出張相談、回数の制限等についても検討したが、電話相談(30年度：全体の95.7%)で概ね対応できている状況や本事業が行政サービスとしての府民相談を受託するものであることを踏まえ、引き続き府と公社で調整していく。</p>
<p>(4) 長期保有の先行取得土地 平成13年度に先行取得した上植野団地の関連用地については、向日市の都市計画道路予定地となっており、現在も住宅供給公社が保有しているが、いまだ処理の方向性は見えていない。この先行取得は、京都府が住宅供給公社に買取りを要請したものであるが、京都府はその後の処理については約束しておらず、現在、再取得は向日市か京都府かどちらが行うかの結論は出ていない。今後の方向性について、向日市、京都府、住宅供給公社の関係者間において協議し、処理の方向性を明確にし、なるべく早期に解決されることを望む。 (報告書 137 ページ)</p>	<p>(住宅課) 当該用地は向日市の道路整備計画に位置付けられ、事業計画の検討がなされている。 事業実施の予定時期等については現時点では未定であるが、今後、事業主体等具体的道路整備方針が決定次第、売買契約を締結する。</p>
<p>3 京都府土地開発公社</p> <p>(1) 長期保有土地 ①木津川運動公園土地の再取得 木津川運動公園土地は、土地開発公社が取得して京都府に再取得されないまま約20年が経過している。 しかし、近年、公園を取巻く環境も変化してきており、公園計画も進展している状況であるので、京都府による早期の再取得が望まれる。</p> <p>②特定土地の検討 木津川運動公園土地が、「土地開発公社経理基準要綱」にいう「特定土地」に該当しないことを、再度、慎重に検討いただきたい。</p> <p>③土地の評価と含み損の有無の検討 土地開発公社は、木津川運動公園土地を特定土地と認識していないため、当該土地の評価額を算定していないが、事業を推進するうえで、当該土地を正當に評価し、含み損の有無を調査・検討することは、経営上たいへん重要であると考え。 (報告書 176 ページ)</p>	<p>(京都府土地開発公社) ① 当該用地については、令和元年度に基本計画の策定が行われる予定であり、その計画を踏まえて再取得が予定されている。</p> <p>(京都府土地開発公社) ② 「特定土地」とは、公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地のことであり、関係課に再確認したところ、木津川運動公園土地は令和元年度には基本計画を策定、その計画を踏まえて再取得が予定されているため、「特定土地」には該当しないことを確認した。</p> <p>(京都府土地開発公社) ③ 今後、府による再取得が予定されているため、現時点で含み損を検討する必要性はないと判断しているが、状況が変わった場合は、速やかに含み損を算定する。</p>
<p>(2) 理事会の出席率 平成26年度から平成28年度までにおける理事会で、理事7人が実際に全員出席した理事会はなく、出席率が悪い。欠席理事の多くは京都府職員の理事である。 土地開発公社では理事会が最上位の意思決定機関であるので、通常年に2回しか開催されない理事会には、全理事が日程を調整し可能な限り実際に出席することが望まれる。 (報告書 176～177 ページ)</p>	<p>(京都府土地開発公社) 理事全員が出席できるよう調整を行った。平成30年度においては、第1回理事会(平成30年5月21日)は全員出席、第2回理事会(平成31年3月12日)も書面表決2名を含め全員の出席を得た。</p>
<p>(3) 土地開発公社の存在意義 京都府における土地開発公社の存在意義は、組織面と資金(借入)面における機動性が確保されることにあると考える。</p>	<p>(京都府土地開発公社) 令和元年度以降も大宮・峰山道路をはじめとする基幹ネットワークの整備、また災害時における機動性の確保を図るため、公社の役割は大きいと認識している。引き続き、国や府</p>

<p>しかし、事業化まで長期間保有する土地が生じたり、金融機関の借入金利が生じたりという負の側面もあると思われるので、土地開発公社および京都府において、公社の在り方を、再度、多面的に検討する必要があると考える。 (報告書 177 ページ)</p>	<p>の事業を見極めながら 29 年度までの役割と成果、30 年度の事業計画、令和元年度以降の見通しを検証し、継続的に検討を行っていく。</p>
<p>4 公社総務部 (1) 三公社金庫現金等保管状況月例点検の規程化等 三公社金庫現金等保管状況月例点検は毎月実施されているが、重要な業務であるため、これを規程等に含めることが望まれる。 (報告書 197 ページ)</p>	<p>(公社総務部) 現金等保管状況月例点検の手順、内容について、規程を改正し明文化した。</p>
<p>(2) 京都府の情報システムへの統合 公社業務が京都府の業務に重要な影響を与える状況を勘案すると、公社の情報システムをすべて京都府のシステムに統合することも検討することが望まれる。 なお、京都府のシステムへの統合は公社主導で進めることは困難であり、京都府の主導で進めるべきことは言うまでもない。 (報告書 197 ページ)</p>	<p>(公社総務部) 府の情報システム外にある現状の問題点及びシステム統合への課題を整理し、システム管理者と協議を行っている。</p>
<p>(3) 業務引継書の記載事項 業務引継書に記載すべき事項が定められていないため、三公社の業務の重要性および特殊性に鑑み、業務手順書において最低限記載すべき内容を定めておくことが望まれる。 また、業務引継書の中には、いわゆるマニュアル等に相当するような素晴らしい書類が存在するので、そのような書類は正式にマニュアル化することが望まれる。 (報告書 197 ページ)</p>	<p>(公社総務部) 既存の道路公社の事務引継書を元に、各公社毎に基本的な業務について規定した事務引継書を作成し、それぞれを各職員が共有することで正式にマニュアル化した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 全体的事項 (2) 外部委託にかかる費用対効果の検証 平成 22 年 2 月からは、福祉的な観点も踏まえつつ、専門的、第三者的な立場から困難案件の解消を図るため、弁護士委任を活用している。これまではその費用を上回る回収効果を得てきたとのことであるが、今後は高等学校等修学資金貸付返還金が著しく増加することが予想されるため、その効果を測る客観的基準を定め一定期間経過後に検証する必要がある。 (報告書 31～32 ページ)</p>	<p>(会計課) 関係部局において、弁護士委任に係る費用対効果の基準が策定され、効果についても検証された。 (医療課、家庭支援課) 制度資金の性質や実態を踏まえ、平成 30 年度中は弁護士委任に係る暫定的な費用対効果基準の設定により、債権回収を行った結果、弁護士委任額と債権回収額との比較において一定の効果が得られたため、基準を平成 31 年度から本格的に運用し、より効率的な債権回収に努め、更なる債権管理の充実を図っている。 (高校教育課) 制度資金の性質、実態や弁護士委任に係る費用対効果を検証した結果、平成 29 年 4 月に弁護士報酬について成功報酬制度を取り入れ、経済的合理性を担保したことで、弁護士委任件数の増加や収納率の上昇に繋げている。</p>	<p>措置済み 措置済み 措置済み</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ
人材育成機関の現状と課題について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 授業料等について</p> <p>(4) 貸与修学資金の返還免除要件の適切性について 林業大学校では返還免除要件として条例施行規則に木材卸売業への就業が規定されている。しかし、木材卸売業の担い手は林業大学校で2年の年月と多大なコストをかけてわざわざ育成しなければならない人材ではなく、様々な施策によって確保しなければならない人材というべきである。その意味で、業種要件の適用に当たっては、林業大学校での授業や実習の内容が実践で直接生かされるかどうか就職先の実態を十分把握したうえで判断すべきであり、幅広く木材卸売業への就業を返還免除対象にするのではなく川上産業に属すると考えられる産地等の素材・原木卸売業に限定した取扱いにする必要がある。 (報告書 171 ページ)</p>	<p>(林業振興課)</p> <p>返還免除対象となる就業先として規定されている木材卸売業について、平成 31 年 3 月 28 日付け農林水産部長通知により、林業経営の知識及び機械等の操作技術を必要とする素材・原木卸売業に限定し、かつ、京都府外産の素材・原木のみを取り扱う素材・原木卸売業を除く取扱いとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>5 備品管理、施設管理の状況</p> <p>(5) 図書の管理について 閲覧用図書は「備品等登録表」に登録しなければならないが、この閲覧用図書とは広く第三者に対する閲覧を目的とした図書であって、各校の学生や教員のみを対象にした図書は閲覧用図書に該当しないとのことであった。しかし、図書は学校にとって有用な財産であり、また、貸出などで多くの人が利用するため紛失・盗難の危険性も高いものである。「備品等登録表」に登録しなくともデータベース化するなど別の方法で網羅的に蔵書に登録し、貸出方法を整備し、備品の実地検査と同様に少なくとも年一回の棚卸を実施して各校の管理方法を標準化するとともに、学校間で相互に貸出しができるようにして図書の有効活用をはかるべきである。 (報告書 229 ページ)</p>	<p>(経営支援・担い手育成課、林業振興課)</p> <p>図書の有効活用を図るに当たり、保有している図書を技術体系などの重要図書と入手が容易な雑誌等の簡易図書に分類した上で、それぞれの図書について、データベース化を行い、平成 31 年 3 月 15 日付けで京都府立農業大学校・林業大学校図書管理規程により、大学校間の相互の貸出や年 1 回の棚卸を実施する管理方法を整理し、これに基づく運用を同日から開始し、図書の有効活用を図った。</p>	<p>措置済み</p>

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ
情報システムに係る財務事務の執行について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

<各システムの所管課>

- 行政事務支援システム、統合財務システム、総務事務システム、新人事給与システム：情報政策課
- 人事システム：人事課 ○教職員人事システム：教職員課 ○税務支援システム：税務課
- 衛星通信系防災情報システム：防災消防企画課 ※会計課は統合財務システムの業務を一部所管

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>5 情報システムのセキュリティ管理</p> <p>(7) パスワードポリシーの整理</p> <p>類似のパスワードポリシーが散見され、必要性が不明確である（教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、統合財務）。</p> <p>パスワードポリシーを定めた規程は、「京都府情報セキュリティ対策基準」「京都府教職員人事電算システムに関する情報セキュリティ実施手順」「税務電算トータルシステムセキュリティ対策実施手順」「行政事務支援システム運用管理要領」「統合財務システム管理運営要領」の5つである。このうち、「京都府情報セキュリティ対策基準」は他の4つの上位に位置するパスワードポリシーを示していると考えられる。しかし、類似のパスワードポリシーが散見されるのが実情であり、各所管部署が統一感なくパスワードポリシーを策定しているように見受けられる。実質的に必要性のないパスワードポリシーは、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに統一することを検討すべきである。</p> <p>(報告書 146 ページ、公報 77 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>税務支援システムについて、システム改修を行いパスワードポリシーを「京都府情報セキュリティ対策基準」に基づいた運用に改め、個別のセキュリティ実施手順からは削除し、平成 31 年 2 月 26 日付け税務課長通知により周知した。</p>	<p>措 置 済 み</p>

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>6 請負・委託契約、研究費について</p> <p>(2) 問題点 2 (実質的に随意契約となっている契約が散見されること)</p> <p>発注を希望する教員等が細かい条件を付す必要があることから、特定の業者とスペック等についてすり合わせた上でスペック等を決定し、その業者に参考見積書を提出させ、予定価格を作成する。そして、実際に入札を実施し複数社が入札するが、その多くは予定価格を超過した金額で入札し落札できず、すり合わせ等を行っていた業者が予定価格とほぼ同額で落札するケースが少なくない。専門性の高い機器等について、最適な仕様書に基づいて安全性・安定性などを確保することが重要であるが、実際に、参考見積書の作成を依頼した会社が、落札率ほぼ 100%で落札されている現象を見ると、入札が形骸化しているのではないかと疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>(報告書 213～214 ページ、公報 138 ページ)</p>	<p>(医大 経理課)</p> <p>入札を実効あるものとするためには、競争性や公平性の確保が重要であることから、平成 25 年度から機器選定委員会の委員に外部委員の参画を求めるとともに、平成 27 年度から不正な取引を行わない旨の誓約書を業者から徴している。</p> <p>また、「研究費等の経理事務に係る説明会」を開催し、平成 30 年度から仕様の調整や参考見積書の徴取は、原則、3 者以上の業者から行うこと、同等品を可とする場合は、同等品での見積りを徴取すること、指名競争入札を行う場合は、参考見積り徴取業者に加えて、複数の業者を指名することについて、周知・徹底を図った。</p>	<p>措 置 済 み</p>

平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

府営住宅・住宅関係施策の成果と課題について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>11 住宅資金融資制度</p> <p>近年、融資実績がほとんどなく、継続の意義は認められず、利用されない原因を明らかにして対応策を検討するとともに、住宅資金融資制度そのものの抜本的見直しが必要である。 (報告書 165 ページ、公報 134 ページ)</p>	<p>(住宅課)</p> <p>住宅資金の借入金は民間金融機関の変動金利型の住宅ローンの利用が多い状況であるが、安定した返済計画を立てられる良質な住宅の建設・改良をするための低金利(固定)融資制度としての意義があり、さらに、自然災害、アスベスト、シックハウス、耐震、ブロック塀倒壊その他想定外の府民の住まいの不安に対して、京都府がセーフティネットの観点から迅速かつ柔軟に対応できる意義もある。</p> <p>この間、京都府では、耐震改修の金利を見直し、耐震補助制度とセットで周知するとともに、平成 30 年大阪府北部地震・7 月豪雨・台風 21 号においてはブロック塀倒壊対策、被災住宅の復旧の低金利(固定)融資制度の周知を行った。</p>	<p>措置済み</p>

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第 1 包括外部監査テーマ

指定管理者制度導入施設の事務執行について

第 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 類似施設のあり方について(施設の将来ビジョンの明確化)</p> <p>青少年の教育・研修施設が 4 つ存在(ゼミナールハウス、マリンピア、南山城・るり溪少年自然の家)しているが、すべての施設において十分に満足できる利用状態とはいえない。</p> <p>利用対象人口が設置時から 60%にまで減少している現状においては、明らかに供給過剰の状況に陥っており、同一所管部局が担当することによる効率化、施設の統廃合について検討すべき。 (報告書 128~130 ページ、公報 97~98 ページ)</p>	<p>(文化政策室)</p> <p>ゼミナールハウスについては、平成 22 年 3 月の生涯学習審議会において、府の厳しい財政状況の中において、施設の新設ではなく既存施設の改修が妥当との結論とともに、京都市からのアクセス性や宿泊機能、多様な学習室を有すること等から生涯学習施設の拠点に妥当と判断され、その上で利用者の安全確保のための耐震改修やサービス向上のための浴室整備・内装改修等のリニューアル工事を実施(H24~H26)。その後も老朽化した箇所の修繕やフリーWi-Fiの設置などで、研修環境等の改善を行い、改修前の平成 20 年台前半は 3 万人規模であった利用者が、リニューアル以降約 4 万人規模で推移している。</p> <p>(こども・青少年総合対策室)</p> <p>マリンピアについては、平成 25 年度に策定した「海の京都」プランにおいて、優れた観光資源として地域経済への波及効果も期待できる青少年のスポーツ活動拠点として位置付け、機能強化・魅力向上を図るためリニューアル等ハード面への投資を行うこととしたところ。</p> <p>平成 29 年度には、海洋体験活動の充実に加え、通年でスポーツや体験型観光等を楽しめる施設となるよう施設のリニューアルを実施した。</p> <p>また、平成 30 年度から外部アドバイザーを交えた経営戦略会議を実施し、学生ボランティア団体等の宿泊促進や一般団体、近隣住民の日帰り利用の促進に向け、営業活動等を強化したことなどにより、平成 19 年度から平成 29 年度に</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>かけて、利用者が約 6 万 5 千人から約 5 万人まで減少してきたが、平成 30 年度には約 6 万 3 千人まで回復するに至った。</p> <p>今後も、一般団体や日帰り利用の促進などの営業活動等の強化により、利用者の増加が見込まれることに加え、海洋体験ができる府唯一の青少年健全育成施設であるため、統廃合にはなじまないと考える。</p>	
<p>(社会教育課)</p> <p>府立少年自然の家については、京都府社会教育委員会議における検討のまとめを踏まえ、南山城少年自然の家を平成 25 年 11 月 30 日をもって廃止し、るり溪少年自然の家の利用者拡大に向け、平成 25 年度、クラフト棟の新設など施設設備を整備したところである。</p> <p>平成 26 年 4 月から新たな指定管理者により再開以降、合宿・研修での利用促進及び閑散期の利用促進により、平成 20 年台前半は約 1 万 7 千人であったが、平成 26 年度以降約 2 万 2 千人で推移するなど利用者数の増加が進んでいる。</p>	<p>措置済み</p>